

## 平成 31 年第 2 回 野洲市議会定例会提出案件

### 1 新年度予算 12 件

- 議第 3号 平成31年度野洲市一般会計予算
- 議第 4号 平成31年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第 5号 平成31年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第 6号 平成31年度野洲市介護保険事業特別会計予算
- 議第 7号 平成31年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算
- 議第 8号 平成31年度野洲市墓地公園事業特別会計予算
- 議第 9号 平成31年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算
- 議第10号 平成31年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算
- 議第11号 平成31年度野洲市土地取得特別会計予算
- 議第12号 平成31年度野洲市水道事業会計予算
- 議第13号 平成31年度野洲市下水道事業会計予算
- 議第14号 平成31年度野洲市病院事業会計予算

### 2 補正予算 7 件

#### □議第 15 号 平成 30 年度野洲市一般会計補正予算(第 12 号)

##### ①予算額

- ・補正前予算額 20,612,319千円
- ・補正額  $\Delta$ 448,511千円
- ・補正後予算額 20,163,808千円

##### ②補正の概要

###### 【歳入】

- ・個人市民税の増額(30,000千円)及び固定資産税の増額(58,096千円)
- ・法人市民税の減額( $\Delta$ 66,378千円)に伴う減収補てん債の計上(130,000千円)
- ・障害者地域生活支援事業費の交付決定による国庫補助金( $\Delta$ 22,663千円)、県補助金( $\Delta$ 11,331千円)の減額
- ・担い手確保・経営強化支援事業補助金(7,467千円)の計上
- ・市有地の財産処分に伴う不動産売払収入の増額(11,113千円)
- ・財政調整基金繰入金の取り崩し減額( $\Delta$ 300,000千円)

###### 【歳出】

- ・三上こども園施設整備に係る本体工事等の入札残額を減額( $\Delta$ 64,425千円)
- ・民間保育所に対する保育所運営委託料の決算見込みによる減額( $\Delta$ 116,080千円)
- ・学童保育所運営に係る指定管理料の決算見込みによる減額( $\Delta$ 22,500千円)
- ・前年度生活扶助費等国庫負担金精算による返還金の計上(22,375千円)

- ・担い手農業者に対して経営規模の拡大を支援する担い手確保・経営強化支援事業補助金を計上（7,467千円）
- ・野洲駅北口広場整備に係る社会資本整備総合交付金の交付決定の減額により対象事業費を精査し工事請負費等を減額（△40,716千円）

③債務負担行為

- ・旧体育センターアスベスト対策追加工事に対応するため、野洲市余熱利用施設整備運営事業の債務負担行為を追加

期 間：平成30年度から平成31年度まで

限度額：70,524千円

□議第16号 平成30年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

①予算額

- ・補正前予算額 5,060,150千円
- ・補正額 12,700千円
- ・補正後予算額 5,072,850千円

②補正の概要

【歳入】

- ・決算見込みによる一般被保険者保険税を減額（△26,000千円）
- ・保険基盤安定繰入金の確定に伴う増額（14,062千円）
- ・特定健康診査等負担金の額確定による減額（△2,654千円）
- ・財源調整として繰越金の増額（15,021千円）

【歳出】

- ・一般被保険者療養給付費の見込みによる増額（58,000千円）
- ・退職被保険者療養給付費の見込みによる減額（△59,500千円）
- ・一般被保険者高額療養費給付費の見込みによる増額（20,000千円）

□議第17号 平成30年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

①予算額

- ・補正前予算額 577,227千円
- ・補正額 6,414千円
- ・補正後予算額 583,641千円

②補正の概要

【歳入】

- ・後期高齢者医療保険料の決算見込みによる増額（8,009千円）
- ・保険基盤安定繰入金の確定に伴う減額（△1,797千円）

【歳出】

- ・保険料の増額及び保険基盤安定繰入金の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金の増額（6,212千円）

## □議第 18 号 平成 30 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)

### ①予算額

・補正前予算額	4, 379, 575 千円
・補正額	△133, 793 千円
・補正後予算額	4, 245, 782 千円

### ②補正の概要

#### 【歳入】

- ・給付費見込額の変更による国・県交付金等の変更交付決定に伴う減額
- ・保険者機能強化推進交付金の創設による国庫支出金の計上 (6,643 千円)

#### 【歳出】

- ・地域密着型サービス給付費について、サービス給付見込量の減少に伴う減額 (△112,080 千円)
- ・施設介護サービス給付費について、サービス給付見込量の減少に伴う減額 (△104,389 千円)
- ・介護給付費準備基金積立金の増額 (56,009 千円)

## □議第 19 号 平成 30 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第 4 号)

### ①予算額

・補正前予算額	48, 388 千円
・補正額	△18, 914 千円
・補正後予算額	29, 474 千円

### ②補正の概要

#### 【歳入】

- ・さくら墓園合葬式施設整備工事のスケジュール見直しによる墓地公園整備基金繰入金の減額 (△18,914 千円)

#### 【歳出】

- ・さくら墓園合葬式施設整備工事のスケジュール見直しによる工事請負費の減額 (△18,700 千円)

## □議第 20 号 平成 30 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算(第 1 号)

### ①予算額

・補正前予算額	16, 644 千円
・補正額	0 千円
・補正後予算額	16, 644 千円

### ②補正の概要

#### 【歳入】

- ・石部頭首工管理負担金の事業費変更に伴い、負担金の減額 (△137 千円)
- ・事業費及び補助金額の変更に伴い、県補助金の増額 (137 千円)

□議第 21 号 平成 30 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

① 予算額

・ 補正前予算額	3, 1 1 7, 1 8 7 千円
・ 補正額	△ 6 3 2, 3 0 0 千円
・ 補正後予算額	2, 4 8 4, 8 8 7 千円

② 補正の概要

【歳入】

- ・ 財産売払い収入にかかる本年度売払いを除いた未売払い収入分相当額の減額（△785,000 千円）
- ・ 造成地の全体購入に対し本年度歳入不足する分に対して地域開発事業債を発行する。（152,700 千円）

【歳出】

- ・ 三上小中小路工業団地土地造成完了による精算後の鑑定委託料の減額（△5,300 千円）と土地購入費の減額（△627,000 千円）

3 条例の制定・改廃 13 件

□議第 22 号 野洲市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

野洲病院（特定医療法人社団御上会）への職員派遣を行うにあたり、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、必要な事項を定めるため、条例を制定する。

施行日 平成 31 年 4 月 1 日

□議第 23 号 野洲市都市計画税条例

持続可能な都市づくりに向け、人口定住化のため市街化区域の計画的な拡大、防災機能の強化を図るためには、今後も都市基盤整備に取り組む必要があり、そのための安定的な財源を確保するために条例を制定する。

また本条例の施行にあわせて野洲市税条例についても固定資産税の納付方法等関連する規定について所要の改正を行う。

	固定資産税	都市計画税
賦課期日	1 月 1 日の所有者	固定資産税と同じ
課税客体	土地・家屋・償却資産	○市街化区域内の土地・家屋 ○市街化調整区域のうち次の 地区計画の区域の土地・家屋 〔 細流の郷 野洲リバーサイドタウン 小篠原台

<b>課税標準</b>	固定資産税評価額 住宅用地の特例 200㎡以下 1/6 200㎡以上 1/3 新築家屋軽減有り 負担調整措置有り	固定資産税評価額 住宅用地の特例 200㎡以下 1/3 200㎡以上 2/3 新築家屋軽減無し 負担調整措置有り
<b>税 率</b>	<b>1.4%</b>	<b>0.2%</b>
<b>免 税 点</b>	土地 30万円 家屋 20万円	固定資産税と同じ
<b>納 期</b>	5月・7月・9月・11月	固定資産税と同じ

施行日 公布の日（平成32年度分の都市計画税から適用）

**□議第24号 野洲市病院事業管理者の給与に関する条例**

野洲市病院事業において平成31年4月1日から地方公営企業法の全部適用となり、平成31年7月1日から事業管理者を置くことから、事業管理者の給与の種類や額等について条例を制定する。

施行日 平成31年7月1日

**□議第25号 野洲市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例**

平成31年3月1日に「公職選挙法の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、選挙用ビラ作成の公費負担について、市議会議員選挙の候補者も新しく対象となった。「野洲市の市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」では公職選挙法の規定をもとに公費負担の対象を定めていることから所要の改正を行う。

- ・市議会議員 上限枚数4,000枚

施行日 公布の日

**□議第26号 野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例**

平成30年8月の人事院の「公務員人事管理に関する報告」を受けた国家公務員の措置等を踏まえ、長時間労働の是正のための措置として、時間外勤務命令を行うことができる上限を規則で定めるなどの措置を講じるため、所要の改正を行う。

施行日 平成31年4月1日

**□議第 27 号 野洲市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例**  
学校教育法の一部改正に伴い、条文中の引用箇所の改正を行う。

施行日 平成 31 年 4 月 1 日

**□議第 28 号 野洲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

地域共生社会の実現に向けて、介護保険及び障害福祉制度に共生型サービスが創設され、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けた事業所がもう一方の制度における指定を受けやすくなるよう、介護保険法等の改正がなされた。本市においては地域密着型サービスに関して共生型サービスの基準等を定める必要があることから所要の改正を行う。

施行日 平成 31 年 4 月 1 日

**□議第 29 号 野洲市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例**

市街化調整区域における自己用住宅の建築に対する制限の一部を緩和するため所要の改正を行う。

(現行制度) 世帯分化に伴う自己用住宅、市街化調整区域内の借家からの転居に伴う自己用住宅または収用移転に伴う自己用住宅のいずれかの要件を満たす人のみ建築可能

(条例改正後) 線引き前からの宅地または過去に 10 年間「住宅」が建っていたことを証明できれば、誰でも一戸建て専用住宅の建築が可能

施行日 平成 31 年 4 月 1 日

**□議第 30 号 野洲市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例**

学校教育法及び技術士法施行規則の改正により、水道工事の技術上の監督業務を行う者の資格及び水道技術管理者に必要な資格の範囲が変更されるため、所要の改正を行う。

- ・ 4 年制大学に「専門職大学」及び短期大学に「専門職短期大学」の制度が新設
- ・ 技術士専門科目の統合

施行日 平成 31 年 4 月 1 日

**□議第 31 号 野洲市公共下水道使用料条例等の一部を改正する条例**

平成 31 年 10 月 1 日より消費税率が 10%に引き上げられることから、本市公共下

水道使用料、農業集落排水処理施設使用料、上水道料金及び加入金に係る消費税について所要の改正を行う。

施行日 平成 31 年 10 月 1 日

**口議第 32 号 野洲市農業集落排水処理施設条例及び野洲市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

平成 31 年度から安治地区及び須原・堤地区農業集落排水処理施設区域を公共下水道事業の処理区域に統合するため所要の改正を行う。

- ・ 安治地区及び須原・堤地区農業集落排水処理施設の項を削除
- ・ 計画処理人口 2,830 人 → 1,120 人
- ・ 処理能力 935 m<sup>3</sup> → 370 m<sup>3</sup>

施行日 平成 31 年 4 月 1 日

**口議第 33 号 野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

平成 31 年 7 月 1 日の市立病院の開院に向け、所要の改正を行う。

- ・ 事業管理者を置かないこととしていた規定を置くとする規定に改正する。
- ・ 御上会野洲病院が提供する介護サービスの事業所で市が引き継ぐものについて、その設置等を規定する。(附帯事業の新設)
- ・ 病院事業において提供するサービスに係る使用料及び手数料並びに減免条項を規定する。(使用料等の新設)
- ・ 病院事業の地方公営企業法全部適用への移行及び開院に合わせて関係条例を改正する。(関係条例の改正)

施行日 平成 31 年 7 月 1 日

付則 2 項、4 項及び 7 項は平成 31 年 4 月 1 日

6 条の改正規定(一部に限る。)は平成 32 年 4 月 1 日

**口議第 34 号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う野洲市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例**

本条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に市の基本計画が平成 19 年 10 月 29 日に国の同意を得たことを受け、整備したものであるが、対象資産にかかる固定資産税の課税免除の適用期間が終了し、かつ平成 29 年 7 月 31 日に法律が改正されたことにより、その政策的役割を終えたため、条例を廃止する。

施行日 公布の日

#### 4 その他 7件

##### □議第35号 損害賠償の額を定めることについて

平成30年11月に固定資産税の住宅用地の特例の適用漏れにより、地方税法第17条の5の規定に基づいて平成26年度までの5年間に遡及して固定資産税を課税更正し、その減額分を対象者に還付したところですが、その後納税者側の立場に立った議論を行い、調査、検証を実施した結果、本市がこの問題を認識するに至った時点（平成27年度）まで遡り、平成23年度から平成25年度までの3年分について、その対象となる税額相当分に遅延損害金を加算して損害賠償金として支払うため、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

- ①損害賠償額 203,700円に遅延損害金（年5分）を加算した額  
②相手方 滋賀県野洲市〇〇〇 〇〇番地〇  
〇〇〇会社 〇〇〇〇  
〇〇〇〇 〇〇〇〇

##### □議第36号 損害賠償の額を定めることについて

議第35号と同様

- ①損害賠償額 189,100円に遅延損害金（年5分）を加算した額  
②相手方 滋賀県野洲市〇〇〇 〇〇番地〇  
〇〇〇〇

##### □議第37号 損害賠償の額を定めることについて

議第35号と同様

- ①損害賠償額 96,900円に遅延損害金（年5分）を加算した額  
②相手方 滋賀県野洲市〇〇〇 〇〇番地  
〇〇〇〇

##### □議第38号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（なかよし交流館）

なかよし交流館の指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- ・ 指定管理者 特定非営利活動法人 YASUほほえみクラブ  
代表 石塚 健一氏
- ・ 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

##### □議第39号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び 滋賀県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

平成31年4月1日に地方独立行政法人公立甲賀病院が設立されることに伴い、



平成 31 年 3 月 31 日をもって公立甲賀病院組合が同退職手当組合から脱退されるため、同退職手当組規約を改正する必要があることから、関係地方公共団体が協議することについて、地方自治法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

6 市、6 町、12 組合、1 広域連合 → 6 市、6 町、11 組合、1 広域連合

#### 口議第 40 号 市道路線の認定及び廃止について

次の市道路線を認定及び廃止することについて、道路法第 8 条第 2 項および第 10 条第 3 項の規定に基づき議会の議決を求める。

- ・ 認定路線（道路法第 8 条第 2 項）
  - 上屋見星寺 1 号支線
  - 四反田 3 号線
  - 久野部竹田 1 号支線
  - 小篠原上屋 1 号支線
  - 小篠原上屋 2 号支線
  - 上屋カントリー 1 号支線

- ・ 廃止路線（道路法第 10 条第 3 項） 上屋見星寺 1 号支線

※路線終点の変更に伴い廃止と同時に再認定を行う。

#### 口議第 41 号 野洲市教育振興基本計画第 2 期の中間見直しについて

野洲市教育振興基本計画第 2 期の中間見直しについて、野洲市教育振興基本計画第 2 期策定委員会を組織して中間見直し案を策定したので、野洲市議会基本条例第 11 条第 8 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 5 人事案件 2 件

#### 口議第 42 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
〇〇〇〇	野洲市〇〇〇 〇〇番地	昭和〇〇年〇月〇〇日

※任期 平成 31 年 7 月 1 日から平成 34 年 6 月 30 日（3 年間）

**□議第 43 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて**

下記の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条代 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
〇〇〇〇	野洲市〇〇〇 〇〇番地	昭和〇〇年〇月〇〇日

※任期 平成 31 年 7 月 1 日から平成 34 年 6 月 30 日（3 年間）

[追加予定]

□議第 号 財産の取得について

□繰越明許費等に係る補正予算

□議第 号 財産の処分について

□議第 号 事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）